

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：会津建設株式会社（法人番号1420001008214）
業者の住所：青森県つがる市稲垣町豊川宮藤21-9
2. 指名停止措置期間：令和3年1月8日から令和3年5月7日まで
（4か月）
3. 指名停止措置の範囲：東北防衛局管内
（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）
4. 事実概要：
会津建設（株）は、平成29年5月31日を審査基準日とする経営事項審査において、虚偽の賃借対照表及び損益計算書に基づいて経営状況分析を受け、これをもとに得た経営事項審査結果をもって青森県建設工事競争入札参加資格申請を行ったとして、令和2年9月3日、青森県知事から30日間の営業停止命令の処分を受けた。
また、建設業法第11条第2項に規定する書類の提出についても虚偽の賃借対照表及び損益計算書により作成した書類を青森県知事あてに提出したとして、同日、指示処分を受けた。
5. 指名停止措置理由：
上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

参考

○「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2（抜粋）

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内

○「工事請負契約に係る指名停止措置等の措置要領の運用基準について」（抜粋）

記7 付表第2関係

(6) 建設業法違反行為（第13号及び第14号関係）について、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるのは、原則として、次の場合をいうものとする。

ア 省略

イ 建設業法の規定に違反し、監督処分がなされた場合